

## 告知義務違反と重要事実

内山アンダーライティング株式会社

千々松 愛 子

**要旨：**商法第678条は、保険契約の締結にあたり、保険契約者または被保険者が、悪意または重大な過失により重要な事実を告げず、または重要な事項につき不実のことを告げた時は、保険者は保険契約を解除することができる」と規定している。これを告知義務という。

告知義務制度は、被保険者の身体状態により危険選択を行う生命保険契約においては、非常に重要な意味を持っている。

告知義務制度における、告知すべき重要事実に関しては、これまで、「生命の危険測定上の事実」とであると解されてきた。しかし近時は、従来告知事項としては含まれてこなかった事項に関し、告知事項と解する見解や、医学の進歩により新たに生じてきた問題など、重要事実をどのように解するかが改めて問われているといえる。

本論は、2008年に成立した保険法の下、これらの問題をどのように考えるべきかにつき、若干の検討を試みるものである。

**キーワード：**告知義務、重要事実、他保険契約、遺伝子情報

### はじめに

商法第678条は「保険契約ノ当時保険契約者又ハ被保険者カ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得」と規定している。また、2008年5月に成立した保険法<sup>1)</sup>は、第37条に「保険契約者又は被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故（被保険者の死亡又は一定の時点における生存をいう。以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（第55

条第1項及び第56条第1項において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。」と規定している。これを告知義務<sup>2)</sup>という。告知義務者である保険契約者または被保険者がこの義務に違反すると、保険事故発生の前後を問わず、保険者は当該契約を解除し、保険金の支払いを免れることができる。

告知義務は、生命保険契約のみならずあらゆる保険契約で課されているが、被保険者の身体状態により危険選択を行う生命保険契約においては、とりわけ重要な意味を持っている。

告知義務制度における、告知すべき重要事実に関し、商法第678条は「重要な事実」または

Aiko Chijimatsu

<sup>1)</sup>平成20年6月6日公布（平成20年法律第56号）。

<sup>2)</sup>告知義務規定に関する実質的な改正点は、従来の自発的申告義務から質問応答義務への変更である。

「重要な事項」とのみ規定しているが、判例では、危険測定に関する重要事実、すなわち、保険者がその事実を知ったならば、契約の締結をしないか、または少なくとも同一の条件では、契約をしなかったであろうと客観的に認められる事実であると解されている<sup>33</sup>。従って、生命保険契約においては、被保険者の既往症、現症（自覚症状も含む）が主たるものである。

この見解は長く踏襲されてきたが、近時は、従来告知事項としては含まれてこなかった事項に関し、告知事項と解する見解や、医学の進歩により新たに生じてきた問題など、重要事実をどのように解するかが改めて問われているといえる。

その一つがモラル・リスク<sup>1),2)注4)</sup>に関する事実は告知すべき重要事実たり得るかという問題である。

## I 他保険契約の存在

他保険契約の存在、事故歴、保険金受給歴、収入と支払保険料との不均衡などモラル・リスクに関する事実（その徴憑事実を含む）は、既往症や現症と異なり、その存在自体が保険事故発生の可能性を高め、または、発生時期を早めるような事実ではないため、一般には告知義務の対象ではないとされてきた。しかし近時はこうした事実も告知義務の対象になるとの説が有力に主張されている。すなわち「保険者は保険契約の特質上、契約の締結にあたり道徳危険に関する事実を考慮する必要があるところ、かかる事実は保険者の独自の調査では知ることが困難である。保険契約者が保険事故発生の可能性を高める事実を知りながらこれを保険者に告げないで保険契約を締結するのは信義則に反する行為であるが、保険契約者が例えば保険事故招

致の意図をかくして保険契約を締結するのは、一層強く信義則に反する行為である。保険契約者は、道徳危険に関する事実もこれを保険者に告知する義務を負うというべきである<sup>3)</sup>」という。とりわけ他保険契約に関する議論において、既に十分な保険があるにも拘らず多数の同種の契約に加入する場合の警戒<sup>4)</sup>といった観点から、保険者が他保険契約の存在を知る必要性が説かれている。

新たな学説の動向の背景には、生命保険会社による相次ぐ保障の拡大と、それに伴ったモラル・リスクの増加がある。傷害特約の販売やその保障内容の拡大は、自己傷害などのモラル・リスクを生み出した。とりわけ昭和51年（1976年）に災害および疾病入院を保障する入院給付日額方式の特約を発売し、入院保障を拡大してからは、複数の高額の生命・傷害保険契約を締結し、被保険者を殺害したり、短期間に多数の保険契約を締結し、保険金を詐取するといった事例が急増した<sup>5)</sup>。生命保険契約においては、定額保険たる性質から利得禁止原則の適用がなく、他保険契約の告知・通知義務が課されていないため、保険会社は契約内容登録制度<sup>6),7)注5)</sup>を発足させ、他保険契約の把握と排除を試みているが、モラル・リスクを完全に排除することは困難である。

こうした、モラル・リスクを取り巻く状況のもと、上述のように、他保険契約の存在をはじめとするモラル・リスクに関する事実が告知義務の対象になるとすれば、告知義務制度のモラル・リスク排除法理としての機能に新たな可能性を見出すことができる。

学説に加え、判例も傷害保険の分野であるが、他保険契約の告知義務に関する判例が見られるようになってきた<sup>注6)</sup>。このことは、生命保

<sup>33</sup>大判明治40年10月4日 民事判決録13輯939頁。

<sup>34</sup>生命保険において、モラル・リスクとは、モラル・ハザード、道徳（的）危険等と呼ばれることもあるが、明確な法律上の規定があるわけではない。甘利公人：モラル・リスクとその防止策、金融・商事判例、1135：152：2002、潘阿憲：生命保険契約におけるモラル・リスクと公序良俗理論、生命保険論集、137：52：2001 実務上は、保険制度を悪用し、保険金を不正に取得しようとする契約を、一般にモラル・リスクという。

険契約においても他保険契約の存在、ひいてはモラル・リスクに関する事実が告知すべき重要事実になるという解釈論を導き出す基礎となる。

こうした学説や判例の動向を踏まえ、2007年10月開催の第17回保険法部会は、「他の保険契約に関する事項」として、「他の保険契約が「危険に関する重要な事項」に当たる程度に存在している場合には、保険者は、危険に関する告知の規律によって契約の解除をすることができるものとする」と、他保険契約に関する告知につき、通常の告知義務の規定によることとし、この論点につき、一つの方向性を示したといえる。

## II 遺伝子情報の利用<sup>8)</sup>注7)に関する問題

遺伝子情報が保険契約に及ぼす影響としては、遺伝子差別やプライバシーの侵害、逆選択などがあげられるが、とりわけ逆選択が重要な問題となる。すなわち、被保険者が遺伝子診断の結果、自身の罹患や早期死亡のリスクが高いことを知った場合、被保険者は遺伝子検査結果の不利な情報を保険会社に告知せず、新たな保険、あるいはより高額な保険に加入しようとするインセンティブが働く。そこには遺伝子情報につき被保険者が知っていて、保険者が知らな

いという情報の非対称性が存在し、いわゆる逆選択のおそれがある。逆選択の影響が極端な場合、保険の収支が悪化し、保険システムが崩壊する可能性さえある。この様な問題に対しては二つの対応策が考えられている。第一に、生命保険契約の申込に際し、被保険者の遺伝子検査を義務づけること。第二に、生命保険契約の申込時、すでに遺伝子検査を受けており、検査結果が陽性であることを被保険者が知っている場合には、それを保険会社に告知すべきものとする<sup>9),10)</sup>。

前者に関しては、被保険者の、自己につき知らないでいる権利の侵害、すなわち、経年的に発症するかもしれない病気を心配しないで人生を過ごすことができる可能性の侵害であるとされる。また、保険制度における不確実性が損なわれるため、保険者が契約締結前に遺伝子検査を要求することは許されないとの見解<sup>11)</sup>もあり、保険者による遺伝子検査要求は否定されるべきであろう。

告知義務上の問題となるのは後者である。すなわち、遺伝子情報は、生命保険契約において危険選択に有益な情報であったとしても、告知事項として許容されるか否かという点である。

上述したとおり、わが国の告知義務法制にお

<sup>85)</sup> 保険契約の締結または死亡保険金・災害死亡保険金もしくは入院給付金のある特約付加の申し込みがあった場合、生命保険会社は(株)生命保険協会に連絡し、被保険者の氏名、生年月日および性別、被保険者の住所(あるいは保険契約者の住所)、保険契約者名、死亡保険金額および災害死亡保険金額及びこれらの特約に関する災害、疾病、成人病等入院給付金の種類、日額等を登録している。生命保険会社は、登録内容から他の保険会社の申込み状況や、すでに成立し登録されている保険契約の締結、保険金額等と付け合わせ、被保険者の重複加入状況をもとに、新たな申込の諾否の判断の参考としている。西島梅治・長谷川仁彦：生命・傷害保険にかかわるモラル・リスク判例集、生命保険文化研究所、2001年、岡田智司：定額保険の累積と不正受給目的の関係、文研論集、120：214以下：1997

<sup>86)</sup> 近年のものとして、東京地判平成13年5月16日(判例タイムズ、1093：204)、名古屋地判平成15年4月16日(判例タイムズ、1148：265)、大阪高判平成14年12月18日(判例時報、1826：143)等がある。

<sup>87)</sup> 諸外国においては、既に様々な規制が敷かれており、フランスは、フランス保険法典L133-1条によって、告知の際に遺伝子情報を利用することを禁止している。また、ドイツでは2008年4月に遺伝子検査法が成立しており、保険契約における遺伝子情報の利用が一部認められることとなった。米国は、医療保険に関しては多くの州が保険会社による遺伝子診断結果の利用を制限する法律を制定していたが、2008年5月に連邦法として、遺伝情報差別禁止法が成立している。一方生命保険に関する規制はまだ多くないという。宮地朋果：遺伝子検査と保険、FSAリサーチレビュー、123：2005

いて、告知すべき重要事実とは、生命の危険測定上の事実と解されており、新たに成立した保険法の下においても、基本的にこの見解は維持されている。

では、遺伝子情報は、告知事項に含まれるのであろうか。ドイツ旧保険契約法16条の解釈として、被保険者等に知られた危険測定上の重要な遺伝子上の素因、という意味においては遺伝子情報も告知事項として含まれると解する余地があるものの、告知要求は認められないという<sup>11), 12)</sup>。また、遺伝子情報の定義によっては、告知事項に含まれる可能性がある。

そもそも、遺伝子情報といわれるものには、現在のところ一般的な定義は存在していない。狭義にはDNAテストの結果のみに限定され、広義には身長・体重・コレステロール値・血糖値・血圧・既往症等の生命保険会社の危険選択における従来の診査・告知事項も含まれる。そして、今後はさらに、遺伝・非遺伝性疾患、遺伝子・非遺伝子情報との区別はますます困難になるといわれ、家族歴や過去の治療歴も遺伝子情報にあたるという<sup>13)</sup>。従って、遺伝子情報を広義にとらえた場合、従来危険選択に用いられてきた内容も遺伝子情報に含まれることとなり、その利用の可否は保険制度の根幹に関わる問題へと発展する可能性さえある。

保険者が遺伝子検査を義務付けることに関しては、差別やプライバシーの観点から、また、保険制度の不確実性が損なわれることから許容されないとしても、告知義務制度における遺伝子情報の扱いは、今後も大きな課題となるであろう。

## まとめ

これらの問題は、従来から議論されてきた点であると同時に、新法下における解釈問題として、新たな問題を提起しているものである。

他保険契約に関しては、告知事項に含まれる、ひいてはモラル・リスクに関する事実も告知事項と解する余地を生み出した。

一方で、遺伝子情報に関しては、その定義が

確立されておらず、遺伝子情報と非遺伝子情報の境界が今後ますます不明確になると予想されていることから、遺伝子情報の利用を全面的に禁止することの困難が予想される。逆選択と、モラル・リスク排除を契約者側の保護という観点を満たしつつどのようにバランスをとる方策を講じるかという課題を示している。

わが国の告知義務法制は、保険法の改正により、自発的申告義務から質問応答義務へと変更された。このことにより、質問表の推定的効力が高まったと同時に、告知すべき重要事実の範囲をいかに定めるかという困難に直面したといえる。

## 参考文献

- 1) 甘利公人：モラル・リスクとその防止策，金融・商事判例，1135：152：2002
- 2) 潘阿憲：生命保険契約におけるモラル・リスクと公序良俗理論，生命保険論集，137：52：2001
- 3) 中西正明：傷害保険契約の法理，東京，有斐閣：95：1992
- 4) 西島梅治：保険法第3版，東京，悠々社：47：1998
- 5) 生命保険文化センター：2003年版生命保険ファクトブック：92：2003
- 6) 西島梅治，長谷川仁彦：生命・傷害保険にかかわるモラル・リスク判例集，生命保険文化研究所，2001年
- 7) 岡田智司：定額保険の累積と不正受給目的の関係，文研論集，120：1997
- 8) 宮地朋果：遺伝子検査と保険，FSAリサーチレビュー，123：2005
- 9) 宮地朋果：遺伝子情報と生命保険事業，文研論集，131：229：2000
- 10) 広海孝一，田中淳三：生命保険事業と遺伝子問題，加藤一郎，高久史磨編，遺伝子をめぐる諸問題—倫理的・法的・社会的側面から—，日本評論社：174：1996
- 11) 石原全：遺伝子情報と生命保険契約，一橋大学法学部創立50周年記念論文集 変動期における法と国際関係，一橋大学法学部創立50周年記念論文集刊行会，272：2001
- 12) 石原全：遺伝子情報と生命保険契約，如水会報，

## Breach of the Duty of Disclosure and Material Facts

Aiko Chijimatsu, M.D.

Uchiyama Underwriting, Inc.

### [ABSTRACT]

Article 678 of the Commercial Code stipulates that as an insurance policy is concluded, the insurer can rescind the insurance policy when the policyholder or the insured does not disclose material facts or discloses false matters about material facts by ill intentions or serious faults. This is called the duty of disclosure.

The system of the duty of disclosure has very important meaning in the life insurance contract that the risk selection is conducted on the basis of the insured's physical condition.

The material facts to be disclosed in the system of the duty of disclosure have been read as "the facts on the risk measurement of life". Recently, however, it can be said that how to read material facts is being questioned again, i.e. the opinion that the items which have not been included as disclosure items are read as disclosure items, the issues that have newly been raised by medical development etc.

The theme of this paper is to try some studies on how to consider these issues under the Insurance Law enacted in 2008.

**Key Words** : duty of disclosure, material facts, other insurance policies, gene information